

省エネ補助金の概要（令和4年度2次補正予算案）

- 工場・事業所の省エネ促進のため、4つの事業区分により省エネ性能の高い設備への更新を応援します。
- **中小企業**、大企業、見なし大企業などが使える制度です。
- **（C区分を除き）複数年にわたる設備更新計画**にも対応します。
- **今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の投資需要の喚起**を目指しています。

事業区分	① 先進事業	② オーダーメイド型事業	③ 指定設備導入事業	④ エネルギー需要最適化対策事業																
事業要件	外部審査委員会において、以下の先進性が認められた設備・システムを支援。 ①導入ポテンシャル ②技術の先進性(非化石転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)の導入を支援。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。	事前登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。																
省エネルギー効果の要件 ^{※1}	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><ユーティリティ設備></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①高効率空調</td> <td>⑥低炭素工業炉</td> </tr> <tr> <td>②産業ヒートポンプ</td> <td>⑦変圧器</td> </tr> <tr> <td>③業務用給湯器</td> <td>⑧冷凍冷蔵設備</td> </tr> <tr> <td>④高性能ボイラ</td> <td>⑨産業用モータ</td> </tr> <tr> <td>⑤高効率コージェネレーション</td> <td>⑩調光制御設備</td> </tr> </table> <p><生産設備></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>⑪工作機械</td> <td>⑭印刷機械</td> </tr> <tr> <td>⑫プラスチック加工機械</td> <td>⑮ダイカストマシン</td> </tr> <tr> <td>⑬プレス機械</td> <td></td> </tr> </table> </div>	①高効率空調	⑥低炭素工業炉	②産業ヒートポンプ	⑦変圧器	③業務用給湯器	⑧冷凍冷蔵設備	④高性能ボイラ	⑨産業用モータ	⑤高効率コージェネレーション	⑩調光制御設備	⑪工作機械	⑭印刷機械	⑫プラスチック加工機械	⑮ダイカストマシン	⑬プレス機械		申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
①高効率空調	⑥低炭素工業炉																			
②産業ヒートポンプ	⑦変圧器																			
③業務用給湯器	⑧冷凍冷蔵設備																			
④高性能ボイラ	⑨産業用モータ																			
⑤高効率コージェネレーション	⑩調光制御設備																			
⑪工作機械	⑭印刷機械																			
⑫プラスチック加工機械	⑮ダイカストマシン																			
⑬プレス機械																				
補助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費																
補助率	中小企業者等 ^{※2}	1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/3 以内	1/2 以内																
	大企業、その他 ^{※3} ^{※4}	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/3以内																
補助金限度額(非化石)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年度事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円																

※補助金限度額等については執行団体と協議の上決定するものとする。

4つの事業区分とは

A 先進事業

高い省エネ性能を有する先進的な省エネ設備への更新を
支援します。

B オーダーメイド型事業

個別に設計が必要な設備などの更新を支援します。

C 指定設備導入事業

省エネ性能の高い特定の設備などの更新を支援します。

D エネルギー需要最適化対策事業

エネルギーマネージメント※事業者との契約による設備の運用
改善などの効果的な省エネ取組を支援します。

※エネルギーマネージメント

エネルギーの使用を、効率性・経済性などの観点から適正管理すること。

① 制度を使える人

- **中小企業者**、個人事業主、中小企業団体など
- 大企業、見なし大企業など

② 対象になる費用

- A・B・D区分：設計費、設備費、工事費
- C区分：設備費のみ

③ 補助額・補助率（中小企業の場合）

- A区分：1事業1年度当たり 15億円～100万円 ・ 補助率 2 / 3
- B区分：1事業1年度当たり 15億円～100万円 ・ 補助率 1 / 2
- C区分：1事業1年度当たり 1億円～ 30万円 ・ 補助率 1 / 3
- D区分：1事業1年度当たり 1億円～100万円 ・ 補助率 1 / 2

※A・B・D区分については複数年度にわたる事業も対象になる予定です。

④ スケジュール

- 今後の国会での補正予算審議・可決を経て応募開始の予定。

**問い合わせ先
北海道経済産業局 エネルギー対策課**

TEL:011-709-2311

省エネ担当：内線2635～2636

メール：hokkaido-energy@meti.go.jp

◆ その他のエネルギー関連支援制度は以下URLのページからご覧ください◆

北海道経済産業局HP「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業等のご案内」

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>



◆ エネルギー関連支援制度の公募情報・イベントを当局メルマガで配信しています◆

メルマガ配信登録は、こちらまで

hokkaido-energy@meti.go.jp